

## 太子町 LINE 公式アカウント運用ポリシー

太子町ソーシャルメディア等の運用に関する基本ガイドラインに基づき、太子町が運用する LINE 公式アカウントの運用ポリシーを次のとおり定めます。

### 1 運用するソーシャルメディアの種類

LINE 公式アカウント

### 2 アカウント名・ID・アカウント運用者名

- (1) アカウント名 太子町
- (2) ID @hyogo-taishi
- (3) アカウント運用者名 太子町総務部企画政策課

### 3 情報発信の目的

LINE 公式アカウントによるインターネット情報発信サービスがもつ即時性、拡散性の特性を活用し、本町において特に住民周知を必要とする行政情報、町 PR を目的とする様々な情報等を提供することで、各種施策の効果拡大、住民サービスの向上等を図ります。

### 4 情報発信の内容

- (1) 特に住民周知を必要とする行政情報、町 PR を目的とする様々な情報
- (2) その他、企画政策課が必要と認めた情報

### 5 運用方法

- (1) 原則として、開庁時間内（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）に運用者が不定期に投稿します。ただし、上記時間帯以外においても情報発信する場合があります。
- (2) 利用者のコメントに対する返信は、原則行いません。
- (3) 本アカウントは、個別の友だち登録を行うことはできません。
- (4) 本アカウントでは、本町へのご意見やお問合せにはお答えできません。

### 6 禁止行為

町 LINE 公式アカウントの運用にあたり、次の事項に該当すると運用者が判断した投稿がなされた場合は、利用者に予告することなく、全部又は一部を非表示、削除又は拒否する場合があります。

- (1) 本人に承諾なく個人情報を特定、開示又は漏えいする行為
- (2) 太子町又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- (3) 太子町又は第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する行為

- (4) 他のユーザー又は第三者などになりすます行為
- (5) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似した行為
- (6) 商品、店舗、会社の宣伝など営利を目的とする行為
- (7) 公序良俗に反する行為
- (8) 法令等に違反する行為
- (9) LINE 公式アカウント利用規約に違反する行為
- (10) 運用者が不適切と判断した行為

## 7 知的財産権の帰属

本アカウントに掲載しているすべての情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権（商標権、著作権等のすべての権利）は、太子町又は原著作権者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできません。

## 8 免責事項

- (1) 本アカウントにおいて掲載する情報の正確性、完全性等には細心の注意を払っていますが、そのすべてを保証するものではありません。
- (2) 本アカウントは、利用者が投稿した情報又はリンク等により移動した第三者が運営するウェブサイトの情報等について、一切の責任を負いません。
- (3) 本アカウントは、利用者が本アカウントを利用したこと若しくは利用できなかったことにより生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (4) 本アカウントは、利用者間若しくは利用者と第三者間にトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
- (5) LINE 公式アカウントの利用方法、技術的な質問又はシステム状況等に関しては、一切お答えできません。
- (6) 運用者は、予告なく掲載した情報を変更又は削除する場合があります。
- (7) 運用者は、予告なく運用方針の変更やサービスの運用を中断又は中止する場合があります。

## 9 個人情報の取り扱い

個人情報の収集、利用、管理については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び関連法令に基づき、適正に取り扱います。

## 10 問い合わせ

太子町総務部企画政策課  
電話：079-277-5998

(受付時間：祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

電子メール：[kikaku@town.hyogo-taishi.lg.jp](mailto:kikaku@town.hyogo-taishi.lg.jp)